平成２４年（フ）第４４９号
京都市右京区太秦土本町１番地　美里ハイツ202号
債務者　田原　智美
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４５７号
京都市伏見区三栖町３丁目821番地　メゾンタマミ303号
債務者　中村　政子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３５号
広島県呉市阿賀南８丁目12番14号
債務者　見世　義信
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第３６号
広島県呉市焼山北１丁目17番３号
債務者　末川　直樹
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第３８号
広島県呉市焼山東３丁目4080―30―202、住民票上の住所広島市佐伯区楽々園５丁目２番16―504号
債務者　上本　　誠
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第３９号
広島県呉市焼山東３丁目4080―30―202、住民票上の住所広島市佐伯区楽々園５丁目２番16―504号
債務者　上本　加代
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第４１号
広島県呉市中央２丁目１番28―305号
債務者　舟江　重善
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第２６号
福岡県飯塚市鯰田2517番地８　県営愛宕団地400棟433号
債務者　宮脇　　光
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第２７号
福岡県飯塚市横田404番地１　フラット５池主36号
債務者　田中　勝則
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第５７号
宮崎県日向市大字財光寺沖町33番地２
債務者　赤木　優子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第８８号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根善光寺68番地68
債務者　原　　雪枝
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２６号
岩手県花巻市湯口字志戸平40番地６、前住所岩手県花巻市上根子字法領３番地
債務者　瀬川　秀喜
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第２７号
岩手県北上市大堤東３丁目２番14号
債務者　佐々木四三子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第７１２０号
大阪市平野区加美東４丁目22番18号　加美駅前コーポ402
債務者　河田　孝志
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１６０号
大阪府大東市三箇６丁目８番４号　ハウゼン讃良202号
債務者　吉村　阿弓（旧姓重黒木）
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１８０号
大阪市中央区常盤町２―２―30　201号室、住民票上の住所滋賀県大津市唐崎１丁目29番45号
債務者　笠井　達也
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１８５号
大阪府枚方市村野南町２番３―104号
債務者　新田　篤美（旧姓大北）
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部